

平成24年1月26日

中央新幹線（東京都・名古屋市間）に係る環境影響方法書に対する市長意見の公表について（お知らせ）

標記事業に係る市長意見について神奈川県知事から照会があり、これを平成24年1月26日付けで提出するとともに、同日付けで公表しましたので、お知らせいたします。

1 事業者の名称及び住所

事業者の名称：東海旅客鉄道株式会社

代表者の名称：代表取締役社長 山田 佳臣

主たる事務所の所在地：愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番4号

2 対象事業の名称、種類及び規模

名称：中央新幹線（東京都・名古屋市間）

種類：新幹線鉄道の新設

規模：東京都から名古屋市間の新幹線鉄道の建設 延長 約286km
(内、神奈川県 約40km)

3 対象事業実施区域

起点：東京都港区

終点：愛知県名古屋市

川崎市内については、中原区、高津区、宮前区、多摩区、麻生区

4 市長意見の公表

平成24年1月26日（木）

5 事業者問合せ先

名称：東海旅客鉄道株式会社 環境保全事務所（神奈川）

住所：神奈川県相模原市中央区相模原4-3-14

相模原第一生命ビル4F

電話番号：042-756-7261

（環境局環境評価室 担当）
電話044-200-2156

**中央新幹線（東京都・名古屋市間）
に係る環境影響評価方法書に対する市長意見
平成24年1月
川崎市**

川崎市長意見

「中央新幹線（東京都・名古屋市間）」の環境影響評価方法書に係る知事意見の作成に際して、本市が指摘する事項について配慮されるよう要望する。

1 全般的事項

本計画は、三大都市圏を高速かつ安定的に結ぶ幹線鉄道路線の充実等を目的に、東京都港区の東海道新幹線品川駅付近を起点とし、山梨リニア実験線、甲府市付近、赤石山脈（南アルプス）中南部を経て、名古屋市の東海道新幹線名古屋駅付近に至る延長 286 km の区間において、超電導リニア技術を採用した新幹線鉄道、延長約 248 km のトンネル、停車場 6 ヲ所（地上駅 3 ヲ所、地下駅 3 ヲ所）及び車両基地 2 ヲ所等を建設するものである。

川崎市域内においては、3 km 幅で事業区域を示しており、中原区、高津区、宮前区、多摩区、麻生区の 5 区にわたり、「大深度地下の公共的使用に関する特別措置法」に基づく大深度地下部を通過するとし、付帯施設としては、大深度地下部トンネルの施工やトンネル施設内の給排気等のために利用する立坑を、5 ～ 10 km 毎に 1 ヲ所の間隔で設置するとしているが、その路線位置や立坑位置等の事業計画については、明らかにされていない状況である。

このように、環境影響評価方法書においては、事業計画等が明らかにされなかったことから、できるだけ早い段階で、本事業における運行本数、電力供給、路線位置、立坑位置及び作業内容等の具体的な計画について明らかにし、環境影響評価準備書においては、詳細に示す必要がある。

また、川崎市域内の想定されている計画区域（以下「計画区域」という。）は、市街化、住宅化が高度に進展しており、多くの市民が生活する区域であることから、本市の地域特性を十分考慮した上で、環境影響に係る調査、予測及び評価を行う必要がある。

さらに、調査、予測方法等については、計画が具体化された段階で、事前に本市と十分協議し、新たな環境影響評価項目の予測が必要になった場合には、その環境影響評価項目を追加して行う必要がある。

なお、具体的な計画等は、本来、環境影響評価方法書で明らかにすべきものであることから、その計画が明らかになった時点で、事業者自らが、速やかにそれらの内容について、公表及び周知を図る必要がある。

2 個別事項

(1) 大気質

地下構造物の建設により、工事中における掘削土砂の搬出や資材搬入による多くの工事用車両の発生が見込まれること、計画区域は、市街化、住宅化が高度に進展しており、多くの市民が生活する区域であることから、工事用車両については、最新の排出ガス規制適合車を使用し、工事中における建設機械についても、最新の排出ガス対策型建設機械を使用する等、周辺環境への影響を極力低減したうえで、予測及び評価を行う必要がある。

また、予測対象時期を工事の最盛期としているが、工事が長期にわたることから、工事計画を明らかにした上で、作業工程毎のピーク時において予測及び評価をする必要がある。

(2) 騒音

大深度地下トンネル部において、供用時の列車走行に伴う騒音について選定していない理由が明確でないことから、評価項目として選定する必要がある。

立坑の坑口に設置される換気施設の周辺に中高層建物が立地する場合は、地上からの高さ 1.2m の影響だけではなく、さらなる高所においても予測及び評価する必要がある。またその際には、供用時の列車運行時間及び平日と休日との運行本数の差を明示するとともに、立坑周辺の調査、予測及び評価には、平日だけではなく休日も含める必要がある。

道路交通騒音においては、将来交通量を明らかにし、また、幹線道路に至るまでの道路が、建設に伴う交通量増加の影響を受けやすいことか

ら、工事用車両走行ルートを選定に配慮するとともに、そこに至るまでの調査地点については、複数点設定する必要がある。

また、予測対象時期を工事の最盛期としているが、工事が長期にわたることから、工事計画を明らかにした上で、作業工程毎のピーク時において予測及び評価をする必要がある。

(3) 振 動

大深度地下トンネル部において、供用時の列車走行に伴う振動について、選定していない理由が明確でないことから、評価項目として選定する必要がある。またその際には、供用時の列車運行時間及び平日と休日との運行本数の差を明示するとともに、立坑周辺の調査、予測及び評価には、平日だけではなく休日も含める必要がある。

また、予測対象時期を工事の最盛期としているが、工事が長期にわたることから、工事計画を明らかにした上で、作業工程毎のピーク時において予測及び評価をする必要がある。

(4) 微気圧波

供用時における立坑からの微気圧波の予測評価方法を準備書において明らかにするとともに、立坑の坑口に設置される換気施設の周辺に中高層建物が立地する場合は、高さ方向の影響についても予測及び評価を行う必要がある。

また、供用時の列車運行時間及び平日と休日との運行本数の差を明示するとともに、立坑周辺の調査、予測及び評価には、平日だけではなく休日も含める必要がある。

また、立坑における「微気圧波」についての事例は少なく、特殊な評価項目であることから、その発生状況、メカニズム及び具体的な影響について、わかりやすく示す必要がある。

(5) 地下水

計画区域には、地下水を上水道及び工業用水道として利用している地域があり、地下構造物及び立坑を建設することにより、地下水脈の遮

断に伴う影響として地下水の枯渇や水質の悪化が懸念されることから、地下水への影響に関する適切な調査を実施し、その影響を回避、低減する施工方法等について検討し、これらを明らかにした上で、予測及び評価する必要がある。

(6) 地盤沈下

計画区域は、3 km幅で事業区域を示しており、地下構造物及び立坑を建設するとしているが、事業区域が広く、地下水脈遮断の影響が考えられる地域及び軟弱地盤である地域等については不明であるため、その影響を回避、低減する施工方法等について検討し、これらを明らかにした上で、予測及び評価する必要がある。

(7) 文化財

計画区域には、多くの埋蔵文化財包蔵地が存在していることから、路線位置及び立坑位置等の選定にあたって配慮するとともに、位置が決定した段階で、市と埋蔵文化財への影響及びその取扱いについて協議する必要がある。

(8) 磁界

本計画の磁界の予測及び評価は、予測地域については、地下を走行する場合を除いているが、計画区域は、市街化、住宅化が高度に進展しており、多くの市民が生活する区域であることから、地下を走行する場合においても、磁界を評価項目として選定し、予測及び評価する必要がある。

また、その予測及び評価にあたっては「国際非電離放射線保護委員会（ICNIRP）ガイドライン」に準じて行うとしているが、超電導リニア技術を利用した技術は事例が少なく、特殊な評価項目であることから、十分配慮する必要がある。

(9) 動物

立坑工事の実施にあたり、工事施工ヤードを設けるとしているが、

市における地域特性を考慮して、土壌動物等を含め、広範囲に動物の調査を実施する必要がある。さらに、計画区域及びその周辺は、オオタカの飛来等が確認されていることから、猛禽類の調査を実施する必要がある。

(10) 植 物

立坑工事の実施にあたり、工事施工ヤードを設けるとしているが、計画区域には、特別緑地保全地区、特定植物群落が存在することから、立坑位置の選定については、これらの樹林地に対して、十分配慮するとともに、特に注目される植物種が存在する場合には保全に努めるなど、その影響を回避する必要がある。

(11) 景 観

給排気のために設置される換気施設の存在により、地域景観に与える影響が考えられることから、規模、形状、色彩及び材質等について、周辺環境との調和を図る必要がある。

特に、多摩川風致地区においては、本市の風致地区制度の主旨を踏まえた計画となるよう、併せて配慮する必要がある。

(12) 温室効果ガス

工事中において、建設機械の稼働や工事用車両の走行に伴う温室効果ガスの発生を低減するために、低燃費型の車両等の使用や運行計画に配慮した上で、定量的な予測及び評価をする必要がある。

また、供用時において、電力消費に伴う温室効果ガスの発生を低減することを踏まえ、電力供給計画を明らかにし、定量的な予測及び評価をする必要がある。

参 考

○ 環境影響評価に関する手続経過

- 平成23年 9月26日 川崎市長あて環境影響評価方法書の送付
9月27日 環境影響評価方法書公告
環境影響評価法に基づく縦覧開始
神奈川県環境影響評価条例に基づく縦覧開始
10月27日 環境影響評価法に基づく縦覧終了
11月10日 環境影響評価法に基づく意見書の締切日
神奈川県条例に基づく縦覧終了及び意見書の締切日
12月 5日 環境影響評価方法書についての意見の概要を受理
12月 5日 神奈川県知事から市長意見提出に係る照会
12月 7日 市長意見作成のため市長から審議会あて諮問
平成24年 1月19日 川崎市環境影響評価審議会から川崎市長あて答申
1月26日 市長意見を神奈川県知事あて送付

○ 川崎市環境影響評価審議会の審議経過

- 平成23年 12月 7日 市長から審議会に環境影響評価方法書に対する市長意見作成のための審査について諮問
12月 7日 審議会（事業者説明及び審議）
12月20日 審議会（事業者説明及び審議）
平成24年 1月18日 審議会（答申案審議）
1月19日 審議会から市長に審査結果について答申